

議 長 日程第3「議案第30号松田町公園条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第30号松田町公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成29年9月13日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田山ハーブガーデンの指定管理者の更新にあたり、指定管理者制度をより効率的に運用していくため、所要の改正をしたいので、提案をするものであります。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは、松田町公園条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

改正骨子につきましては、松田町公園条例で位置づけています西平畑公園施設内のふるさと鉄道と駐車場について、松田山ハーブガーデン指定管理に加えること。それに伴いまして、駐車場管理もあわせて行わせていただくことに伴いまして、駐車料金を改正させていただくことによりまして、施設の維持管理及び修繕に要する財源を確保するとともに、指定管理者委託料について削減を図るためのものがございます。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきますので、3ページをお開きください。今まで公園条例の中ではですね、特定公園施設につきまして管理の代行、指定管理者制度に移行するためのですね、条文が整っておりませんでしたので、ここで提案させていただくものですので、よろしく願いいたします。

第25条では、管理の代行ということで、特定公園施設の管理運営上、必要があると認めるときは、指定管理者制度をですね、導入させていただきまして、特定公園施設の管理を行わせることができるものを規定させていただくものがございます。

第2項では、特定公園施設の管理を行わせる場合につきまして、業務について規定させていただいたものがございます。第1号では特定公園施設の維持管理に関する業務、第2号では利用の許可、第3号では利用料金の収受、第4号では上記に付随する業務について定めております。

続きまして、第26条では、利用料金の収受について定めさせていただいてい

るものでございます。

それでは、1枚おめくりください。続きまして、第2項では、利用料金の額は別表第2に定める額を上限とした範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めることについて規定をさせていただくものでございます。

続きまして、第27条におきましては、この利用料金の減免についての規定を設けさせていただきまして、指定管理者におきまして減額または免除することができる規定を新たに設けさせていただくものでございます。これに伴いまして、現行条例です、定めていました25条を、第29条に、繰り下げさせていただくことに伴いまして、第28条では、指定管理者が行う場合についてということで、第21条及び第23条、「町長」とあるものは「指定管理者」と、「使用者」とあるものは「利用者」と、「使用」とあるものは「利用」と、「使用料」とあるものは「利用料金」と読みかえさせていただくこととなりますので、あわせて第29条に繰り下げをさせていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、次ページをごらんいただきたいと思います。別表第2（第21条関係）になります。駐車場料金につきましては、現行、駐車場、普通自動車以上、1回500円になっておりましたが、これにつきましては、まず区分を新たな条例では、区分を町内居住者とその他に区分をさせていただいております。それにつきましては、また料金設定につきましては、町内居住者については1回500円、駐車場、その他の御利用の方につきましては、区分で御利用の方につきましては、1,500円を金額を上限とさせていただくことに改めさせていただくものでございます。

それでは、議案の2ページ、お聞きいただきたいと思います。最下段になります。附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。ということになりますので、よろしくお願いいたします。

本条例の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

1 番 平 野 きのうの全協での説明のときには、はっきりイベント時の料金設定で、これは桜まつり期間限定というような説明が書いてあったんですけども、これは

条文には特にあらわれなくても、これは大丈夫なものなんですか。

観光経済課長　こちらのほうにつきましてはですね、指定管理者制度を導入するという形の中で、今後進めさせていただきますので、指定管理者に御応募された方のいろいろな提案等を町のほうでですね、いろいろ判断をさせていただきます、決定をさせていただきますので、特にこの条文の中に含まれていなくても、今後、町のほうで判断させていただくとともにですね、先ほどの条文の中にですね、26条の第2項においてですね、あらかじめ指定管理者が町長の承認を得るという規定を設けさせていただいておりますので、その中で運用させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。説明は以上です。

議　長　よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

それでは、ないようですので、ここで質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

ただいま議題となっております議案第30号松田町公園条例の一部を改正する条例は、産業厚生常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、議案第30号は産業厚生常任委員会へ付託の上、審査することに決定いたしました。